

会 費 規 程

1. 入会金（準会員及び賛助会員は除く）（注）継承新規登録は除く

別表 1

区 分	金 額（単位：円）
販 売 店	100,000
充 填 所 等	200,000

2. 年会費

（1）小売事業者会費（家庭用・業務用）

- ① 基本会費 一律 24,000 円／年（月額では、2,000 円）

※基本会費は、協会からの連絡・広報・情報等の提供費（郵送費含む）。

- ② 従量会費

※従量会費は、（一財）全国 L P ガス保安共済事業団の事業者賠償責任 保険の年間取扱量を算定基礎とし、定期的に見直しをする。 別表 2 参照

別表 2 従量会費単価表

販売数量（単位：トン）	金 額（単位：円）	販売数量（単位：トン）	金 額（単位：円）
5 未満	16,000	600 以上 700 未満	78,500
5 以上 20 未満	18,500	700 以上 800 未満	86,500
20 以上 40 未満	21,000	800 以上 1,000 未満	94,500
40 以上 60 未満	23,500	1,000 以上 1,200 未満	102,500
60 以上 80 未満	26,000	1,200 以上 1,400 未満	110,500
80 以上 100 未満	28,500	1,400 以上 1,600 未満	118,500
100 以上 125 未満	32,500	1,600 以上 1,800 未満	126,500
125 以上 150 未満	36,500	1,800 以上 2,000 未満	134,500
150 以上 175 未満	40,500	2,000 以上 2,200 未満	142,500
175 以上 200 未満	44,500	2,200 以上 2,400 未満	150,500
200 以上 250 未満	48,500	2,400 以上 2,600 未満	158,500
250 以上 300 未満	54,500	2,600 以上 2,800 未満	166,500
300 以上 400 未満	60,500	2,800 以上 3,000 未満	174,500
400 以上 500 未満	66,500	3,000 以上	182,500
500 以上 600 未満	72,500		

- ③ 年会費の計算

①基本会費 ＋ ②従量会費

（備考）

- 従量会費は、（一財）全国 L P ガス保安共済事業団の事業者賠償責任保険の年間取扱量を算定基礎とし、定期的に見直しをする。但し、共済事業団の事業者賠償責任保険に未加入の事業者は、会員の申告に基づき協会事務局が算定する。申告の無い場合は、別表 2 の最上級を適用する。
- 正会員は、事業者及び販売所毎に会費を支払う。

(2) 卸売事業者会費

- ① 基本会費 一律 30,000 円/年 (月額では、2,500 円)

※充填所未保有事業者においても、卸売取扱量がある場合は、基本会費を徴収する。

※基本会費は、充填所における訓練の支援・協力、充填所合同委員会の開催経費、「MLDR」(三重県LPガス災害報告システム)の維持管理費等。

- ② 従量会費

※充填所にて保有するLPガス貯槽の容量による会費 別表3参照

※従来の規程にあった本社・主管支店で貯槽未保有の事業者の70,000円会費は無しとし、基本会費の30,000円のみとする。

別表3

区 分		金 額 (単位: 円)
充填所保有会員	10 トン未満	80,000
同上	10 トン以上 30 トン未満	100,000
同上	30 トン以上 50 トン未満	110,000
同上	50 トン以上	130,000

- ③ 年会費の計算

①基本会費 + ②従量会費

(備考)

1. 従量会費は、(一財)全国LPガス保安共済事業団の事業者賠償責任保険の年間取扱量を算定基礎とし、定期的に見直しをする。但し、共済事業団の事業者賠償責任保険に未加入の事業者は、会員の申告に基づき協会事務局が算定する。
申告の無い場合は、別表3の最上級を適用する。

(3) 準会員及び賛助会員会費

24,000 円/年額

※小売事業者の基本会費と同額に改定します。

3. 会費の納期等

- (1) 正会員の会費納付は、毎年6月に協会からの請求により、8月31日までに一括納付するものとする。
- (2) 入会時の年会費計算は月割り計算で行い、月の途中でも該当月は計算月となる。退会については、該当期中の会費は返金しない。
- (3) 入会金は、県内全拠点において負担することとする。但し、買収等により継承した場合は、前事業者が既に支払っており、支払義務は発生しない。
- (4) 年会費は、県内全拠点に支払い義務が発生し、一拠点でも未納入会費が発生した場合、当該会員の該当年度会費は未納扱いとする。
- (5) 未納会費が2年間継続した場合は、定款9条第4項の規定により、2会計年度経過後の翌期初日の4月1日をもって会員の資格を喪失する。
- (6) 取扱トン数の算定基準は、毎年4月1日、前年10月1日以降に契約された(一財)全国LPガス保安共済事業団賠償保険の被保険者名簿または、加入依頼書により協会事務局が算定す

る。中途における年会費の変更はしない。

(7) 前項の被保険者名簿または、加入者依頼書により難しい場合は、会員の申告に基づき協会事務局が算定する。

附 則

制 定 昭和 35 年（1960 年） 11 月

改 定 昭和 36 年～昭和 54 年 （不明）

昭和 55 年（1980 年） 5 月（協会会員会費の全面改定）

昭和 63 年（1988 年） 5 月（協会会員会費の全面改定）

平成 12 年（2000 年） 5 月（協会会員会費の全面改定）

令和 7 年（2025 年） 5 月（協会会員会費の納期等の変更）

令和 8 年（2026 年） 5 月（正会員会費の全面改定）

以上